

平成23年3月17日(木曜日)予算特別委員会

出席委員(17名)

2番	沖津一博	委員	3番	石山忠	委員
4番	辻登代子	委員	5番	工藤吉雄	委員
6番	杉沼孝司	委員	7番	國井輝明	委員
8番	木村寿太郎	委員	9番	鴨田俊廣	委員
10番	佐藤毅	委員	11番	松田孝	委員
12番	石川忠義	委員	13番	新宮征一	委員
14番	伊藤忠男	委員	15番	佐藤暘子	委員
16番	川越孝男	委員	17番	那須稔	委員
18番	鈴木賢也	委員			

欠席委員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅野英行	総合政策課長
月光龍弘	総合政策課 イメージアップ 推進室長	宮川徹	総合政策課企業 立地推進室長
丹野敏晴	財政課長	犬飼弘一	税務課長
安彦浩	市民生活課長	犬飼一好	建設管理課長
富澤三弥	建設管理課長 都市整備室長	軽部修一	建設管理課 緑化推進室長
山田敏彦	下水道課長	尾形清一	農林課長(併) 農業委員会 事務局長
工藤恒雄	商工観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
柴崎良子	子育て推進課長	安孫子政一	会計管理者 (兼)会計課長
那須勝一	水道事業所長	櫻井幸夫	病院事務長
荒木利見	教育課長 学校教育給食 長	鈴木一徳	学校教育課長
阿部藤彦	中学校 準備室長	白林和夫	学校教育課 指導推進室長
清野健	生涯学習課 振興	奥山健一	監査委員 局長

事務局職員出席者

柏倉隆夫	事務局長	荒木信行	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	主任

予算特別委員会議事日程第2号 第1回定例会
平成23年3月17日(木曜日) 午前9時30分開議

再 開

- 日程第 1 議第 3号 平成22年度寒河江市一般会計補正予算(第9号)
" 2 議第11号 平成23年度寒河江市一般会計予算
" 3 議第12号 平成23年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
" 4 議第13号 平成23年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算
" 5 議第14号 平成23年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
" 6 議第15号 平成23年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
" 7 議第16号 平成23年度寒河江市介護保険特別会計予算
" 8 議第17号 平成23年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
" 9 議第18号 平成23年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
" 10 議第19号 平成23年度寒河江市立病院事業会計予算
" 11 議第20号 平成23年度寒河江市水道事業会計予算
" 12 議第33号 平成22年度寒河江市一般会計補正予算(第10号)
" 13 分科会審査の経過並びに結果報告
(1) 総務分科会委員長報告
(2) 厚生経済分科会委員長報告
(3) 建設文教分科会委員長報告
" 14 質疑、討論、採決
閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再 開 午前9時30分

那須 稔委員長 おはようございます。

ただいまから、予算特別委員会を再開いたします。

会議に入る前に申しあげます。本委員会の傍聴の申し出があり、委員会条例第19条の規定により委員長においてこれを許可しておりますので、申し添えます。

出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議 案 上 程

那須 稔委員長 日程第1、議第3号から日程第12、議第33号までの12案件を一括議題といたします。

分科会審査の経過並びに結果報告

那須 稔委員長 日程第13、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

総務分科会委員長報告

那須 稔委員長 最初に、総務分科会委員長の報告を求めます。佐藤総務分科会委員長。

〔佐藤 毅総務分科会委員長 登壇〕

佐藤 毅総務分科会委員長 おはようございます。

総務分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は3月10日、委員全員出席し、開会いたしました。

本分科会に分担付託になりました案件は、議第3号平成22年度寒河江市一般会計補正予算（第9号）第1表中歳入全部、歳出第2款の一部、歳出第9款、第2表及び第3表、議第11号平成23年度寒河江市一般会計予算第1表中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第9款、歳出第12款、歳出第13款、第2表及び第3表、議第18号平成23年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第33号平成22年度寒河江市一般会計補正予算第（10号）第1表中歳入全部及び第2表であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第3号第1表中歳入全部、歳出第2款の一部、歳出第9款、第2表及び第3表を順次議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく討論を省略して採決の結果、歳入全部、歳出第2款の一部、歳出第9款、第2表、第3表は全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第11号第1表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「固定資産税の家屋の増加分には今年度政策として行った住宅リフォームで評価増になった分も含まれるのか」との問いがあり、当局より「家屋については、新增築分の家屋の評価でふえると見込んだもので、リフォームや増改築等については含まれておりません」との答弁がありました。

委員より「住宅リフォーム総合支援事業費補助金については県から2,000万円が寒河江市の枠として歳入になるのか」との問いがあり、当局より「県単事業の要件に合致した方に対し、寒河江市から補助金を交付し、その実績に応じて県から市に補助金をいただくこととなります」との答弁がありました。

途中休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第11号中第1表中歳入全部は全会一致をもって原案を了とすべきもの

と決しました。

次に、議第11号中第1表中歳出第1款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第11号第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。主な質疑を申し上げます。

委員より「スマートインターチェンジの負担金に関連して、1日1,000台以上の利用があれば24時間オープンになるのか」との問いがあり、当局より「24時間オープンに向けて1,000台という目途は聞いておりましたが、無料化実験を実施している現状では何台になれば24時間オープンかという目標を立てられる状態ではなく、日ごろから24時間オープンに向けて要望してまいります」との答弁がありました。

委員より「地域活性化推進事業の詳細について」の問いがあり、当局より「地域ワークショップで複数の地区から出されたものをメニュー化したメニュー事業と、地域独自で自由に考えてやろうというフリー事業に分け、1事業10万円から30万円程度の補助金を出してその活動を支援しようとするものです」との答弁がありました。

委員より「イメージアップ推進事業で、ちえり～マルシェの来年度の開催時期、本年度の来場者数と来年度の見込み、出店希望者の考え方について」の問いがあり、当局より「開催は8月を除いた5月から11月まで毎月1回と考えており、今年度の来場者数は3回合計で約1万人、来年度の来場者については今年度の平均以上を見込んでいます。出店者の勧誘については昨年度出店していただいた方を優先的に希望調査をとっていますが、飲食関係が多いので物販関係について公募しようかと思っています」との答弁がありました。

委員より「デマンド型公共交通実証運行事業は、来年度実施まで入るのか。また、市内の交通運輸業の方の意見を聞きながらやるのか。どういう車両を使用するのか」との問いがあり、当局より「当初予算では調査費のみ計上し、ある程度内容が固まりましたら補正予算で対応させていただき、年度後半には実証運行したいと思います。どのような車両を使うかについては、10人以下で間に合うようであれば市内業者に委託する方法など、地元や業者の方も含めて検討していきたいと思います」との答弁がありました。

委員より「市税コールセンターは、庁舎内に置くのか。庁舎外に置く場合、個人情報の管理に問題はないのか」との問いがあり、当局より「コールセンターの設置場所はプライバシーのデータもありますので、公的機関のハートフルセンターなどを想定しながら実施していきたいと思います。説明や案内のための税データなどはこちらで準備し、オペレーター2人と管理者1人に運営委託していきたいと思います」との答弁がありました。

議第11号第1表中歳出第2款の一部については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第11号第1表中歳出第9款から歳出第12款、歳出第13款、第2表、第3表までを順次議題とし当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、歳出第9款、歳出第12款、歳出第13款、第2表、第3表はそれぞれ全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第18号を議題とし当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第18号は全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第33号第1表中歳入全部、第2表を順次議題とし当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、歳入全部、第2表はそれぞれ全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上をもって、総務分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生経済分科会委員長報告

那須 稔委員長 次に、厚生経済分科会委員長の報告を求めます。石山厚生経済分科会委員長。

〔石山 忠厚生経済分科会委員長 登壇〕

石山 忠厚生経済分科会委員長 厚生経済分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は3月8日及び3月9日、委員全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本分科会に付託になりました案件は、議第3号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款、歳出第4款、歳出第6款、議第11号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款、歳出第4款、歳出第5款、歳出第6款、歳出第7款、歳出第11款の一部、議第14号、議第15号、議第16号、議第17号、議第19号の7案件であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

審査に入る前に審査の都合上、議第11号第1表中歳出第6款の審査終了後に歳出第11款の一部の審査をすることを諮り、異議なく了承されました。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第3号平成22年度寒河江市一般会計補正予算（第9号）第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく討論を省略して採決の結果、歳出第2款の一部は全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第3号第1表中歳出第3款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「グループホームあしたばの補助事業について増額理由と定員を教えてください」との問いがあり、当局より「国の介護基準緊急整備事業交付金が追加になり増額になったものです。定員は2ユニットで18名です」との答弁がありました。

委員より「市内のグループホームに何名が入所しているのか」との問いがあり、当局より「あしたばが18名、フラワー寒河江18名、寒河江安らぎの里が18名で合計54名です」との答弁がありました。

途中休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、採決の結果、歳出第3款は全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第3号第1表中歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より「衛生費の清掃費を減額する理由は何か」との問いがあり、当局より「ごみ焼却施設から出るスラグを再燃焼する設備を稼働する必要がないためです」との答弁がありました。

途中休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、採決の結果、歳出第4款は全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第3号第1表中歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく討論を省略して採決の結果、歳出第6款は全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第11号平成23年度寒河江市一般会計予算第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より「防犯対策事業で防犯灯をLEDに切りかえるとのことだが、範囲とやり方、将来の拡大予定はどうなるのか」との問いがあり、当局より「現在、3,000灯ほど防犯灯があり、優先順位をつけながら来年度80灯を考えています。平成24年度、平成25年度は各40灯、平成26年度、平成27年度は各20灯で5カ年間で200灯を予定しています」との答弁がありました。

途中休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、採決の結果、歳出第2款の一部は全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第11号第1表中歳出第3款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より「市内にはボランティア団体は幾つあるのか」との問いがあり、当局より「約50団体あります」との答弁がありました。

委員より「障害者在宅支援事業について、在宅酸素療法の助成金の該当者数と補助金額は幾らか」との問いがあり、当局より「月額3,200円の2分の1で20名を見込んでいます」との答弁がありました。

委員より「学童保育を開設する場合の基準はどうなっているのか」との問いがあり、当局より「5名から10名以内の児童数でも小規模として設置は可能です。今後は高松地区についてニーズ調査を行い設置を考えていかなければならないと考えております」との答弁がありました。

途中休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、採決の結果、歳出第3款は多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

ここで、一たん散会し、翌3月9日午前9時30分より会議を再開しました。

初めに、議第11号第1表中歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より「子宮頸がんワクチン接種の周知計画と実施予定はどうなっているのか」との問いがあり、当局より「ハートフルセンターで中学校区ごとに説明会を開催する予定です。接種は5月の連休明けから学年ごとに順次実施したいと考えております」との答弁がありました。

途中休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、採決の結果、歳出第4款は多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第11号第1表中歳出第5款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より「市勤労者生活安定資金の貸付件数と金額は幾らか」との問いがあり、当局より「2月未現在で件数は69件、貸付金額は4,595万9,000円です」との答弁がありました。

訂正します。当局より「2月末現在で件数は69件、貸付残額は4,595万9,000円です」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、採決の結果、歳出第5款は全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第11号第1表中歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より「農業水産業創意工夫プロジェクト支援事業費補助金でニンニク栽培への補助金はどのような内容なのか」との問いがあり、当局より「耕作放棄地を利用し、大規模にニンニクを栽培する取り組みに対して県が3分の1を補助するもので、5カ年計画で10町歩を目指すものです」との答弁がありました。

委員より「新堰の隧道工事の概要はどのようなものか」との問いがあり、当局より「寒河江市が事業主体となり、新堰隧道の状況を基本調査するものです。予算は国と土地改良区が全額負担します」との答弁がありました。

委員より「活力ある園芸産地創出支援事業のさくらんぼ無加温ハウスとY字仕立てハウスの申請状況と面積はどのくらいあるのか」との問いがあり、当局より「無加温ハウスは16名1万4,820平方メートル、Y字仕立てハウスは7名5,410平方メートルの申請があります」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、採決の結果、歳出第6款は全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第11号第1表中歳出第11款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく討論を省略して採決の結果、歳出第11款の一部は全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第11号第1表中歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より「頑張れ商店街支援事業補助金の対象事業、対象地域、募集期間はどうなっているのか」との問いがあり、当局より「対象者は任意団体をつくっていただき、定めている地域でにぎわい創造をするものを対象にしたいと考えております。募集期間は要項が決まり次第決定いたします」との答弁がありました。

委員より「さくらんぼ種飛ばし大会の全国展開について具体的にはどのようなことを考えているのか」との問いがあり、当局より「5月末に寒川町で大会を開催したいと考えております。また、市内ではさくらんぼ管理センターや花咲かフェア会場、チェリーランドに常設コートを設置し大会を実施する予定です」との答弁がありました。

委員より「インターネットを使った観光案内について、リアルタイムに情報を発信する、観光客が体験談を載せられるような相互方式のホームページにすることは考えているのか」との問いがあり、当局より「市ではホームページを担当課で更新できるようになりましたので、リアルタイムで情報を掲載し、PRを図ります。観光協会でもホームページを立ち上げておりますので、相互方式のホームページにできるか検討いたします」との答弁がありました。

途中休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、採決の結果、歳出

第7款は全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第14号平成23年度寒河江市国民健康保険特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より「国保相談員を廃止して納税相談員に変えることについて、国保の収納率が低くなる可能性はないのか」との問いがあり、当局より「これまでの国保相談員は納税相談員に包括されますので、問題ないと考えております」との答弁がありました。

途中休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、採決の結果、議第14号は多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第15号平成23年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より「後期高齢者医療保険は年金より差し引かれている人が多いと思うが、徴収方法はどうか」との問いがあり、当局より「特別徴収が75%、普通徴収が25%で計上しております」との答弁がありました。

途中休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、採決の結果、議第15号は多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第16号平成23年度寒河江市介護保険特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より「第5期介護事業計画の計画スケジュールはどうなっているのか」との問いがあり、当局より「16名の委員から構成する計画策定委員会を立ち上げ準備に入ります。高齢者1,100名に対しアンケートを実施し、その集計をもとに来年3月までに計画を策定する予定です」との答弁がありました。

委員より「老人ホームの増床についてすべて個室になっているが、市で計画をつくる際に多床室をつくるように指導できないのか」との問いがあり、当局より「プライバシーの尊厳などから、国で多床室から個室にするように補助制度を進めてきました。国の指針により個室になっております」との答弁がありました。

途中休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、採決の結果、議第16号は多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第17号平成23年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく討論を省略して採決の結果、議第17号は全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第19号平成23年度寒河江市立病院事業会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より「平成23年度に終了する改革プランはどの程度まで達成できるのか」との問いがあり、当局より「改革プランの目標額についてできるだけ近づくように最大限の努力をまいります」

との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、採決の結果、議第19号は多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上をもって、厚生経済分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設文教分科会委員長報告

那須 稔委員長 次に、建設文教分科会委員長の報告を求めます。松田建設文教分科会委員長。

〔松田 孝建設文教分科会委員長 登壇〕

松田 孝建設文教分科会委員長 おはようございます。

建設文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は3月9日及び3月10日、委員全員出席し、開会いたしました。

本分科会に分担付託されました案件は、議第3号第1表中歳出第8款及び歳出第10款、議第11号第1表中歳出第8款、歳出第10款、歳出第11款の一部、議第12号、議第13号、議第20号、議第33号第1表中歳出第11款の6案件であります。

一たん休憩し、議第33号第1表中歳出第11款に係る現地調査を行った後に会議を再開し、審査に入りました。

また、審査の都合上、議第3号の審査終了後に議第33号の審査を行い、その後に議第11号歳出第8款、歳出第11款第2項、歳出第10款の順に審査をすることを諮り、異議なく了承されました。それでは、順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第3号平成22年度寒河江市一般会計補正予算（第9号）第1表中歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容について申し上げます。

委員より「木の下区画整理事業の事業期間の変更の有無と損失補償の返済状況は」との問いがあり、当局より「期間については組合で換地処分と事務的な部分を含めてさらに国の補助事業を見込み、現在の計画を1年間延長する検討をしております。損失補償については、組合は1月末現在で約3億5,000万円弱の借入金残高となっておりますが、来年度末までにはクリアできるのではないかという見通しを持っているということです」との答弁がありました。

ほかに質疑もなく採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第3号第1表中歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より「光をそそぐ交付金が本の購入ということで予算計上されていますが、それぞれの図書選定の方法は」との問いがあり、当局より「学校については学校で、図書館については資料選定要項を定めており、日本図書館協会が発行する目録、学校図書館の基本目録、それに市民からの要望を集約し、月1回選定して購入しています」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第33号平成22年度寒河江市一般会計補正予算（第10号）第1表中歳出第11款を議題とし、

当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第11号平成23年度寒河江市一般会計予算第1表中歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より「除雪の関係で西部地区の雪捨て場について、出入りしやすい場所を検討すべきと思うが」との問いがあり、当局より「慈恩寺橋のふもとの雪捨て場は、出入りでバッシングする機会が多く非常に利用しがたいと感じています。来年度に向けて新たな場所があるかどうか検討してまいりたい」との答弁がありました。

委員より「山西米沢線は総事業費14億円で期間は7年の整備計画となっているが、用地買収と工事の進め方は」との問いがあり、当局より「基本的には、2工区に区切り一定程度の用地買収が済んだ時点で工事に入る予定をしております。1工区は、中田塩水線の交差点から市立病院南線までと考えております」との答弁がありました。

委員より「地域住宅総合交付金事業の内容について」の問いがあり、当局より「耐震診断士派遣事業は、これまで1戸当たり6,000円の負担で診断士を派遣し耐震診断を実施してきましたが、耐震診断士の活用を図るとともに、耐震改修事業も推進していただくために個人負担を無料にする考えです」との答弁がありました。

途中休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第11号第1表中歳出第11款第2項を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第11号第1表中歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より「教育相談事業での活動状況と支援しなければならない児童数はふえているのか」との問いがあり、当局より「不登校対策については2名の巡回相談員を配置し、1児童に対して週一、二回の家庭訪問し、学習指導や外に連れ出す努力など個々の対応をしていただいています。また、特別支援学級に入る児童さらには支援学級に行かないまでも対応が必要な児童は増加の傾向です」との答弁がありました。

委員より「中学校給食開始に伴い、各学校に配膳員を予定しているが、仕事の内容は」との問いがあり、当局より「中学校の配膳室で受け取り、数量なども確認し、それをクラスごとに振り分けと配置を行います。そのほか、生徒の配膳指導と配膳室や容器等の衛生管理をし、余った時間については学校内の業務も行ってもらうこととなります」との答弁がありました。

ここで一たん散会し、翌3月10日午前9時30分より会議を再開しました。

委員より「体育施設整備事業で最上川寒河江緑地公園における施設設置の時期は」との問いがあり、当局より「施設の工事については冬期間に入る前に実施したいと考えています。備品はプレハブに保管しますが、納まらない備品については建設管理課で新たな管理棟の建設を予定しており、そこへ一部保管する考えでいます」との答弁がありました。

途中休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、採決の結果、賛成

多数で原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第12号平成23年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より「平成24年度より市町村設置型合併浄化槽に移行するわけだが、会計のあり方は」との問いがあり、当局より「浄化槽整備事業については、基本的には特別会計を設けながら事業内容が明確にわかるようにしていきたいと考えております」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第13号平成23年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第20号平成23年度寒河江市水道事業会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、建設文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

那須 稔委員長 日程第14、これより質疑、討論、採決であります。

初めに、総務分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、厚生経済分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、建設文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論を省略いたします。

これより採決に入ります。

各分科会委員長報告中、異議のありました5案件を除く議第3号、議第12号、議第13号、議第17号、議第18号、議第20号及び議第33号の7案件を一括して採決いたします。

ただいまの7案件に対する各分科会委員長の報告は、いずれも原案を了とするものであります。

7案件は分科会委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって議第3号、議第12号、議第13号、議第17号、議第18号、議第20号及び議第33号の7案件は原案のとおり可決されました。

次に、議第11号を起立により採決いたします。本案に対する各分科会委員長の報告はいずれも原

案を了とするものであります。

本案は原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

起立多数であります。

よって、議第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議第14号を起立により採決いたします。本案に対する分科会委員長報告は原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

起立多数であります。

よって、議第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議第15号を起立により採決いたします。本案に対する分科会委員長の報告は原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

起立多数であります。

よって、議第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議第16号を起立により採決いたします。本案に対する分科会委員長の報告は原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

起立多数であります。

よって、議第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議第19号を起立により採決いたします。本案に対する分科会委員長の報告は原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

起立多数であります。

よって、議第19号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午前10時45分

那須 稔委員長 以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

予算特別委員会委員長 那 須 稔